財務管理に関する事項	コストの見える化 ＰＤＣＡサイクルの徹底適正運賃及び料金の収受	コストの見える化 ＰＤＣＡサイクルの徹底業務の実施方法の標準化適正運賃及び料金の収受	コストの見える化 ＰＤＣＡサイクルの徹底業務の実施方法の標準化適正運賃及び料金の収受
営業活動に関する事項	荷役作業の効率化 他の貨物自動車運送事業者との共同輸配送の実施	荷役作業の効率化 他の貨物自動車運送事業者との共同輸配送の実施	荷役作業の効率化 他の貨物自動車運送事業者との共同輸配送の実施、自社内での車両管理の効率化
ＩＴの利活用に関する事項	求荷求車システムの活用	求荷求車システムの活用 配車管理システムの構築	求荷求車システムの活用 配車管理システムの構築
省エネルギーの推進に関する事項	エネルギー使用量の見える化	エネルギー使用量の見える化 エコドライブの推進	エネルギー使用量の見える化 エコドライブの推進

第３　経営力向上の実施方法に関する事項

１　計画期間

計画期間は３年間ないし５年間とする。

２　経営指標

計画策定に当たり、事業者が目標とすべき指標は次のとおりである。

一　運転者の平均労働時間

事業者の運転者の平均労働時間の計画期間中の減少率につき、５年間の計画の場合３％以上、４年間の場合2.5％以上、３年間の場合２％以上とする。

二　積載効率

事業者の積載効率の計画期間中の増加率につき、５年間の計画の場合３％以上、４年間の場合2.5％以上、３年間の場合２％以上とする。

三　実車率

事業者の実車率の計画期間中の増加率につき、５年間の計画の場合３％以上、４年間の場合2.5％以上、３年間の場合２％以上とする。

四　実働率

事業者の実働率の計画期間中の増加率につき、５年間の計画の場合３％以上、４年間の場合2.5％以上、３年間の場合２％以上とする。

第４　経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

１　国内の事業基盤の維持

国は、海外における貨物自動車運送事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、事業者が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

２　雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

３　計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握、評価することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

４　外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

５　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業者（中小企業等経営強化法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業者が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業者の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

６　事業者の規模に応じた計画認定

国は、事業者による幅広い取組を促すため、事業者の規模に応じて柔軟に計画認定を行う。

７　事業者の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、事業者が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行えるよう、事業者が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備する。

第５　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

貨物自動車運送事業分野における認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「機関」という。）は、１の要件を満たし、２の業務に取り組むための知見や能力を有する者でなければならない。

１　要件

一　組織体制

イ　貨物自動車運送事業者の多くが会員である等、貨物自動車運送業界全体のニーズや動向等について、十分な知見や情報発信力があること。

ロ　貨物自動車運送業界の経営力向上を推進するための人員体制が十分に確立されていること。

ハ　事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る１年以上の業務実務経験を含む３年以上の普及啓発及び研修等又は調査研究に係る実務経験を有している者により、２に掲げる業務を行うこと。

ニ　事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に会員等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

二　事業基盤

イ　全国に貨物自動車運送事業を行う会員を有している等、全国的な経営力向上の推進が可能であること。

ロ　会員からの会費収入、自主事業による収入又は自治体からの財政的支援等、適切な収入基盤を有すること。

ハ　決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

２　業務

コスト管理、人材育成、ＩＴの利活用等、経営力向上に関する情報の普及啓発及び研修、情報の収集、整理及び分析並びに調査研究等を行うこととする。

３　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一　国が配慮すべき事項

イ　国は、地域における事業者の支援の担い手を多様化・活性化し、事業者に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図る。

ロ　国は、機関に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努める。

ハ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行おうとする者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努める。